

農林物資規格調査会部会（第１部）議事概要

日時：平成２１年１１月４日（火）

１３：３０～１４：４０

場所：農林水産省第２特別会議室

議題

- ・ 桝組壁工法構造用製材の日本農林規格の改正案
- ・ 桝組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の改正案

開 会

渡邊上席表示・規格専門官 （出席状況報告（山根委員、澤木委員、堀江委員、桃原委員欠席）、部会の成立確認、部会長の選任、配付資料の確認）

神谷部会長 あいさつを小川表示・規格課長にお願いします。

小川表示・規格課長 （あいさつ）

桝組壁工法構造用製材の日本農林規格の改正案

神谷部会長 桝組壁工法構造用製材の日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いします。

渡邊上席表示・規格専門官 （配付資料２について説明）

神谷部会長 改正案について質問・意見はあるか。

山岸委員 １９年から格付量が半減しているが住宅着工戸数との関係か。

渡邊上席表示・規格専門官 住宅着工戸数との関係のみではなく、ＪＡＳ格付しない製品を出荷していることもあと聞いている。

友井委員 国土交通省の告示で外国の規格の製品も使えるようになった。必ずしも住宅着工戸数とはリンクしない。

神谷部会長	J A S規格がアメリカやカナダの規格とほとんど変わらないため、海外で格付された製品の使用が増加している。国土交通省も使用を認めている。
河合委員	住宅着工戸数のなかで2×4は増えている。昨年度は約10万戸で住宅着工戸数全体の約1割を占め、浸透しつつある。
河道前委員	格付が特級と1～3級までであるが、格付されている割合はどの程度か。
麓委員	2級が一番多い。特級や1級でなくても十分安全であるため、2級が標準となっている。
神谷部会長	資料2-34～35ページ図20、21のサイズを図18と合わせた方がよいのではないか。また、図17は割れが幅を持っているが、他の図の表現と統一できないか。
渡邊上席表示・規格専門官	検討する。
神谷部会長	ほかに改正案について質問・意見はあるか。 (意見なし)
神谷部会長	意見がないようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。 (異議なし)
神谷部会長	それでは、事務局案を了承したことを総会に報告する。

桝組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の改正案

神谷部会長	桝組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いします。
渡邊上席表示・規格専門官	(配付資料3について説明)
神谷部会長	改正案について質問・意見はあるか。

神谷部会長	日本ではたて継ぎ材はどのくらい使われているか。
河合委員	あまり使われていない。
神谷部会長	たて継ぎ材は価格が高い。ジョイントすると木材の強度は70%位まで下がるが、たて継ぎ材は節を除いて継ぐので製品になると継ぎ手のない製材より強度が上がる。そのため価格が高い。曲がった木や節のある木を有効に使えるので合理的。常に強度試験を行うことが義務づけられているため強度は心配ない。
中嶋委員	フィンガージョイントはどの木も同じ大きさなのか。
神谷部会長	長くなると歩留まりが悪くなるが強度は上がる。10数mmのものが多く。JAS法では寸法ではなく強度が基準であり製造現場でチェックしている。
河道前委員	資料3－5ページ第3条の表の単位はmmでよいのか。
渡邊上席表示・規格専門官	資料第3条の表のmmが抜けている。単位はmmでよい。
河道前委員	たて継ぎ材の厚さは同じなのに構造用製材の方は色々あるのはなぜか。
友井委員	構造用製材はスパンや用途によって色々なものが作られるが、フィンガージョイントで作られるものは2×4又は2×6が多い。
神谷部会長	使われ方が限定されている。2×4と言いながら実際は38mm×89mmでおかしいと思われるかも知れないが、元々アメリカでは正味の2インチ×4インチで50mm×100mmだったようである。湿ったままで流通されていたものが人工乾燥されるようになり、表面を平滑に仕上げるようになった。最終的に38mm×89mmとなったと聞いている。
神谷部会長	ほかに改正案について質問・意見はあるか。 (意見なし)

神谷部会長

意見がないようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。

(異議なし)

神谷部会長

それでは、事務局案を了承したことを総会に報告する。

(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしております。

農林物資規格調査会部会（第2部）議事概要

日時：平成21年11月4日（水）

15：00～16：45

場所：農林水産省第2特別会議室

議題

- ・ハンバーガーパティの日本農林規格の改正案
- ・チルドハンバーグステーキの日本農林規格の改正案
- ・チルドミートボールの日本農林規格の改正案
- ・地鶏肉の日本農林規格の改正案

開 会

渡邊上席表示・規格専門官

（出席状況報告（山根委員、澤木委員、堀江委員）、部会の成立確認、部会長の選任、配付資料の確認）

ハンバーガーパティの日本農林規格の改正案

阿久澤部会長

ハンバーガーパティの日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いする。

大貝表示・規格専門官

（配付資料4について説明）

阿久澤部会長

見直し案について質問・意見はあるか。

蒲生委員

添加物の使用種類数を規制することは、品質を確保する上でどういう意味を持つのか。

大貝表示・規格専門官

種類数を限定したからといって必ずしも食品添加物全体の使用量が減少するというわけではないが、消費者からはできるだけ添加物を少なくしてほしいとの要望がある。それぞれの添加物について使用量を限定するのは難しいため、種類数を限定している。

蒲生委員

添加物の種類数を限定することと添加物の使用量を減らすことはイコールではない。さらに、消費者ができるだけ添加物を少なくしてほしいと要望するのは、添加物の使用量が少ないことが品質の確保につ

	ながると考えているからだと思う。消費者の誤解に対しては正しい情報提供が必要であるし、添加物の使用種類数を限定することで、事業者が製品の品質確保がやりにくくなるようなことがあってはかえって消費者利益にならない、真の消費者ニーズがどこにあるのか再検討した上で、他の J A S 規格も含めて見直しを検討してみてはどうか。
大貝表示・規格専門官	今回の見直しは、過去 1 年間にハンバーガーパティの製造に使用した添加物をリストアップし、必要性を検討した。実際に使用されているものすべてを使用可能にすると消費者の方から食品添加物が多くなるのは望ましくないという意見もあり使用可能な種類数を制限している。
小川表示・規格課長	資料 8 の 3 (2) のアに記載があるように、食品添加物の使用を必要かつ最小限とするという現行見直しの原則に従って見直しを行っている。この原則は、メーカーは食品添加物を使いたい、また、添加物は一定量使用しないと意味がない一方、消費者は添加物の使用をできるだけ少なくしたいとの結果と聞いている。現行見直し基準の添加物の規定については、今後検討が必要であると認識している。無添加という要望が強いのであれば、むしろ、個別 J A S 規格ではなく、横断的に無添 J A S を検討することも考えられる。
中嶋委員	標準の格付が平成 1 9 、 2 0 年度に急に減っているのはなぜか。
大貝表示・規格専門官	標準の格付を受けていた企業が、国産豚肉を使用するようになった。豚の脂肪は牛の脂肪より酸化されやすいため酸化防止剤を使用することにしたが、 J A S 規格では酸化防止剤の使用ができないため、格付をやめたと聞いている。
小川表示・規格課長	課内の検討でも標準の格付がない一方で、上級という等級があることから、等級を廃止した方がよいとの考えもあったが、今回の改正で標準の格付が可能となるため、等級存続で提案している。
河道前委員	脂肪層を加えてよいということにすると、企業は質を落とすのではないか。脂肪層を加えてよいことに疑問を感じる。今の規格で上級について 8 5 % もの格付があるのであれば、改正の必要はないのではないか。等級の存続に関しても疑問を感じる。
大貝表示・規格専門官	製品の脂肪含有率を一定の割合に保つため、使用する食肉の赤肉と脂肪層を分け、あとから脂肪分の調整のために脂肪層を加えて製造する方法が取られている。チルドミートボール、チルドハンバーグはす

でに脂肪層を加えることができることになっており、ハンバーガーパティだけ厳しい規格となっている。ハンバーガーパティのJAS規格上級では、牛肉の原材料に占める割合は、95%以上となっており、原材料のほとんどが牛肉であると言える。標準について製造実態に合わせて改正することとしたい。

河野委員

食肉製品においては肉と脂肪のバランスは重要である。脂肪層を使用することは、製品の脂肪分の調整をしたいということの他に、脂肪を長時間混ぜすぎると風味が落ちるため、あとから脂肪層を加えられるようにしていただきたいというのが業界からの要望である。

河道前委員

今の説明でよくわかった。若い人の脂質のとりすぎが指摘されている中、ハンバーガーは小中学生がよく食べるため、健康に影響があるのではと考え確認した。

井岡委員

業務用であり、上級と標準があることが、消費者には見えてこない。今回の改正は、見えてこない部分での変更であり、消費者の印象を悪くするのではないか。

大貝表示・規格専門官

規格見直しに係る検討会において、ベーコン類等他の品目も製造している企業から、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグ、チルドミートボールのJAS規格は実態と規格が乖離していると意見があった。今回の改正は、規格と製造実態を合わせている。次回の見直しまでに格付がなければ再検討の余地がある。

河野委員

説明のとおり品質を落とすことではない。

阿久澤部会長

意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。

(異議なし)

阿久澤部会長

それでは、事務局案を了承したことをJAS調査会総会に報告する。

チルドハンバーグステーキの日本農林規格の改正案

阿久澤部会長

チルドハンバーグステーキの日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いする。

大貝表示・規格専門官

(配付資料5について説明)

門官	
渡邊上席表示・規格専門官	事務局として、５年間格付実績のない上級を存続することの妥当性についても意見を伺いたい。
山岸委員	５年間格付がないのであれば、上級はいらないのではないか。格付率も２３％と少ないので上級を残しても今後格付はないのではないか。
河道前委員	格付率が非常に低くなったら廃止してよいのではないか。
井岡委員	格付が少なく、５年も格付がないのであれば等級を廃止してよいのではないか。
神谷委員	林産物にも格付率が低い等級の規格がある。今後格付があり得ることから、林産物に限って言えば格付率だけで廃止することはない。
吉井委員	林産物の関係では、規格と価格については関係がある。等級があるから消費者に説明でき、それなりの金額で取引できる。等級を廃止すべきではない。
河道前委員	その等級の格付がなくても、等級があることによって品質によい影響があるのであれば等級はあった方がよい。
河野委員	等級は価格に影響する。５年間上級の格付がなかったことは事実であり、廃止してもよいのではと言われても仕方ないが、より高品質のものの規格として上級が残るので、あればうれしいことである。
蒲生委員	品質表示基準を消費者庁が担当することについて、消費者庁との関係を詳しく教えてほしい。
小川表示・規格課長	参考資料で消費者庁の事務方とは話している。消費者庁の食品表示課において、ＪＡＳ法の品質表示基準、食品衛生法等の表示を所管している。生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準の改正権限は１００％消費者庁にある。個別の品質表示基準については、ＪＡＳ規格とともに改正する必要があることから、農林水産省から改正を消費者庁へ要請し、消費者庁から回答をいただく流れである。消費者委員会についての手続きは消費者庁が行う。品質表示基準についてのパブリックコメントの募集、ＴＢＴ通報についても消費者庁が行う。

蒲生委員	J A S 規格にも表示があるのではないかな。
小川表示・規格課長	J A S 規格品目について個別に品質表示基準を定めているものがあるが、品質表示基準は、消費者庁の担当である。
蒲生委員	J A S 調査会総会との関係はどうなるのかな。
小川表示・規格課長	参考資料にあるとおり、消費者庁での手続きがすべて終わるまで総会は待つことになる。
阿久澤部会長	事務局から意見聴取があった格付の等級の存続を含めて、事務局案を御了承いただくことでよろしいかな。 (異議なし)
阿久澤部会長	それでは、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。

チルドミートボールの日本農林規格の改正案

阿久澤部会長	チルドミートボールの日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いする。
大貝表示・規格専門官	(配付資料 6 について説明)
河道前委員	格付率が低いかな、上級を改正するよりも、標準を改正した方がよいのではないかな。
大貝表示・規格専門官	上級と標準は、食肉の原材料に占める重量の割合、肉用の組織を有する植物性たん白や添加物などが主な相違点である。食品添加物については、保存料と今回追加した日持向上剤は標準のみに使用可能となっている。食肉の原材料に占める重量の割合を変更していないことから、上級の質を落としたということではない。食品添加物については製造実態に合わせて改正することとしたい。
河野委員	標準、上級ともに製造の立場から言えば、どちらも品質の良いものである。上級の格付については、市場から安価な製品を求められているので、現状では製造できない。
蒲生委員	ハンバーガーパティと同じで、実態に合わせたところでやらないと

	いけないのではないかと。
河野委員	そのとおり。
大貝表示・規格専門官	格付率が低いのは添加物が使用できないからである。添加物を実態に合わせて追加することにより、標準の格付率が向上する可能性がある。
河道前委員	上級はそのまま変更せず、標準だけ変更したらどうか。上級と標準に差がないということであれば、上級と標準を両方変更したら、何が上級で何が標準かわからないのではないかと。
大貝表示・規格専門官	添加物が少ないものが品質的によいものかということ、それは難しいところである。等級によって差をつけるべきなのは、食肉の割合等の品質であると考えている。使用できる添加物は実態に合わせて追加する案としている。
河道前委員	添加物を使った方が製品の価格を安くできるのか。
河野委員	添加物を使った方が安くできるかどうかはわからない。使用することにより日持ちがよくなる、好みに合わせた味付けができる等選択肢は広がる。
小川表示・規格課長	資料6の9ページを見てほしい。上級の改正案を中心に説明したが、これは、上級のレベルを下げようとしているのではない。添加物は、上級も標準も共通で、標準は上級を準用する書き方になっていることから、上級のみを説明している。標準に使用できる添加物は上級を準用している。上級と標準の品質の違いは、食肉の原材料に占める重量の割合、肉様の組織を有する植物性たん白を含むかどうかということであり、ここは変更ない。
阿久澤部会長	意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただくことでよろしいか。 (異議なし)
阿久澤部会長	それでは、事務局案を了承したことをJAS調査会総会に報告する。

地鶏肉の日本農林規格の改正案

阿久澤部会長	地鶏肉の日本農林規格の改正案について審議する。事務局に資料の説明をお願いする。
大貝表示・規格専門官	(配付資料 7 について説明)
蒲生委員	組合せについて教えてほしい。親鶏が両方とも 50% の場合、父母ともに別表に出ていない名称のものでも、地鶏肉という表示があり得るのか。
高島課長補佐	あり得る。
辻委員	組合せの表示は、父鶏又は母鶏の由来する在来種が 2 品種以上の場合、例えば、親鶏が 4 種類の鶏をかけ合わせた場合、そのうちの血液百分率が高いものから 1 品種以上の名称を記載するのではないか。
大貝表示・規格専門官	そのとおり。
山岸委員	表示の方法の日付の例が 1999 年となっており、違和感がある。最近の年に変更することはできないか。
大貝表示・規格専門官	新旧対照表には必要最小限の改正内容となるよう記載しているが、最近の年に変更できないか検討する。
神谷委員	飼い方において、床面とはどういうものか。1 m ² 毎に囲いがあって床が敷いてあってもよいのか。
大貝表示・規格専門官	そのとおり。
阿久澤部会長	事務局案を御了承いただくことでよろしいか。 (異議なし)
阿久澤部会長	それでは、事務局案の日付は新しく修正して、JAS 調査会総会に報告する。
渡邊上席表示・規格専門官	(本日の審議案件については、今後、パブリック・コメント募集、事前意図公告によるコメントの募集を経て、3 月に予定している農林物

資規格調査会総会で審議予定である。ただし、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボールの日本農林規格については、消費者庁での手続きを待つて農林物資規格調査会総会で審議予定である旨説明)

(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。